

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止への協力による収入の減少等により、一時的に水道料金の支払いが困難なお客様を対象に、支払いの猶予に関する相談に応じています。感染症予防の観点から、電話でのご相談にご協力ください。

1. 対象

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への協力により収入が減少しているなど、一時的に水道料金の支払いが困難となっている個人及び事業者。

2. 猶予期間

申し出のあった日から最長4ヶ月

3. 連絡先

沼田市上下水道課で管理運営をしている水道

沼田市上下水道課水道料金窓口

電話番号 0278-24-8811

受付時間 午前8時30分から午後5時15分

(市役所閉庁日は受付をしません)

ただし、下記の簡易水道等については、それぞれの組合にご相談をお願いします。

- ・下久屋上簡易水道 0278-23-6228
- ・佐山簡易水道 0278-23-9321
- ・発知簡易水道 0278-23-9851
- ・奈良大倉簡易水道 090-8874-1858
- ・硯田簡易水道 0278-24-4603
- ・三峯簡易水道 0278-23-7750
- ・町田町簡易水道 0278-23-2598
- ・上川田簡易水道 0278-24-8092
- ・川田簡易水道 0278-24-8908
- ・川田第一簡易水道 0278-24-9060
- ・今井町簡易水道 090-2748-4117
- ・屋形原簡易水道 0278-24-8696
- ・岩本簡易水道 0278-24-8259
- ・上野簡易水道 090-4077-1651

組合で管理運営をしている水道

- ・清水町簡易水道 0278-23-1560
- ・坊坂簡易水道 0278-23-9883
- ・滝之沢小水道 0278-22-5632
- ・中佐山小水道 0278-23-9351
- ・旭小水道 090-2306-1534
- ・上野小水道 0278-24-8297

沼田市上下水道課及び上記簡易水道等組合により管理運営されている水道以外は対象外となります。